

【様式 A】

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

健康福祉部 保健衛生課

①区分	行政手続法の適用を受けるもの	<input type="radio"/>	※どちらかに○を記入してください。	
	行政手続条例の適用を受けるもの	<input type="checkbox"/>		
②処分名	③番号 動物の飼養又は収容の許可			
④根拠法令・条例・規則及びその条項号	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項			
⑤審査基準関係	関係条項	大阪府化製場等に関する法律施行条例（昭和59年大阪府条例第41号）第12条及び第13条		
	基準	大阪府化製場等に関する法律施行条例第14条及び別表第2、八尾市化製場等に関する法律施行細則（平成30年八尾市規則第99号）第6条に適合していること。		
	設定等年月日	平成31年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）		
	公表の有無	<input checked="" type="radio"/> 有：ホームページに掲載	無：理由	
⑥標準処理期間関係	設定の有無	<input checked="" type="radio"/> 有：ホームページに掲載	無：理由	
	標準処理期間	総日数 10日（注：備考欄に記載の期間は含まれない。）		
	内訳	経由機関での期間	日	
		協議機関での期間	日	
処分機関での期間		日		
設定等年月日	平成31年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）			
⑦備考	(1) 補正・訂正に要した期間及び返却期間 (2) 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 (3) 申請者の責により基準確認等が不能な期間 (4) 本市の勤務を要しない日の日数			